



# 愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年 4月28日 金曜日 第2869号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則及び愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則.....（医療対策課）... 324

## 告 示

- 解除予定保安林.....（森林整備課）... 326
- 都市計画の変更（追加）（6件）.....（都市計画課）... 326
- 指定居宅サービス事業者の指定.....（東予地方局地域福祉課）... 327
- 指定居宅介護支援事業者の指定.....（ " ）... 327
- 指定介護予防サービス事業者の指定.....（ " ）... 327
- 指定居宅サービス事業の廃止.....（ " ）... 328
- 指定居宅介護支援事業の廃止.....（ " ）... 328
- 指定介護予防サービス事業の廃止.....（ " ）... 328
- 指定介護老人福祉施設の指定の辞退.....（ " ）... 329
- 土地改良区役員の就退任の届出（2件）.....（東予地方局農村整備課）... 329
- 建設業者の許可の取消し.....（東予地方局管理課）... 330
- 道路の区域変更（県道新居浜別子山線）.....（ " ）... 330
- 道路の供用開始（ " ）.....（ " ）... 330
- 土地改良区役員の就退任の届出.....（中予地方局農村整備第一課）... 330
- 土地改良区の定款変更の認可.....（南予地方局農村整備課）... 330
- 建設業者の許可の取消し.....（南予地方局管理課）... 331

## 公 告

農業振興地域の指定の変更.....（農政課農地・担い手対策室）... 331

## 人事委員会規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則.....（人事委員会事務局）... 331

## 人事委員会告示

平成29年職種別民間給与実態調査の実施.....（人事委員会事務局）... 332

## 選挙管理委員会告示

不在者投票のできる施設の指定の一部改正.....（選挙管理委員会）... 333

## 規 則

### ○愛媛県規則第27号

愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則及び愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 4月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

### 愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則及び愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則の一部を改正する規則

（愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則の一部改正）

**第1条** 愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則（平成18年愛媛県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
（期間の計算） <b>第14条</b> 業務に従事した期間は、業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。この場合において、その期間内に次の各号のいずれかに該当する期間	（期間の計算） <b>第14条</b> 業務に従事した期間は、業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までの月数により計算するものとする。この場合において、その期間内に休職（業務に起因するものを除く。以下同じ。）をし、又は停職にされた期間

があるときは、それぞれ当該各号に定める  
月数を除くものとする。

- (1) 休職（業務に起因するものを除く。以下同じ。）をし、又は停職にされた期間 当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数
- (2) その他知事が定める期間 知事が定める月数

様式第5号（第7条、様式第2号関係） 推薦書（研修医用）

省略

注 省略

様式第8号（第13条関係） へき地医療医師確保奨学金（地域医療医師確保短期奨学金）返還免除申請書

省略
休職、停職等の有無及びその期間
省略

注 省略

様式第9号（第13条、様式第8号関係） 業務従事証明書

省略
業務に従事した期間中に休職をし、又は停職にされた期間その他知事が定める期間があったときは、その期間、月数及びその理由
省略

注 省略

があるときは、当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数を除くものとする。

様式第5号（第7条、様式第1号、様式第2号関係） 推薦書（研修医用）

省略

注 省略

様式第8号（第13条関係） へき地医療医師確保奨学金（地域医療医師確保短期奨学金）返還免除申請書

省略
休職又は停職の有無及びその期間
省略

注 省略

様式第9号（第13条、様式第8号関係） 業務従事証明書

省略
業務に従事した期間中に休職をし、又は停職にされた期間ががあったときは、その期間、月数及びその理由
省略

注 省略

（愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則の一部改正）

第2条 愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則（平成20年愛媛県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前						
<p>（期間の計算）</p> <p><b>第10条</b> 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合には、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に次の各号のいずれかに該当する 期間があるときは、それぞれ当該各号に定める 月数を除くものとする。</p> <p>(1) 休職（指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この号において同じ。）をし、又は停職にされた期間 当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数</p> <p>(2) その他知事が定める期間 知事が定める月数</p> <p>様式第6号（第9条関係） 地域医療医師確保奨学金返還免除申請書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>休職、停職等の有無及びその期間</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table>	省略	休職、停職等の有無及びその期間	省略	<p>（期間の計算）</p> <p><b>第10条</b> 条例第6条第2項の月数により期間を計算する場合には、指定医療機関等の医師としての業務に従事した日の属する月から当該業務に従事しなくなった日の属する月までを算入するものとする。この場合において、その期間内に休職（指定医療機関等の医師としての業務に起因するものを除く。以下この条において同じ。）をし、又は停職にされた期間があるときは、当該休職をし、又は停職にされた期間の開始する日の属する月から終了する日の属する月までの月数を除くものとする。</p> <p>様式第6号（第9条関係） 地域医療医師確保奨学金返還免除申請書</p> <table border="1"> <tr><td>省略</td></tr> <tr><td>休職又は停職の有無及びその期間</td></tr> <tr><td>省略</td></tr> </table>	省略	休職又は停職の有無及びその期間	省略
省略							
休職、停職等の有無及びその期間							
省略							
省略							
休職又は停職の有無及びその期間							
省略							

注 省略

様式第7号(第9条、様式第6号関係) 業務従事証明書

省略	
業務に従事した期間中に休職をし、又は停職にされた期間その他知事が定める期間があったときは、その期間、月数及びその理由	省略

注 省略

注 省略

様式第7号(第9条、様式第6号関係) 業務従事証明書

省略	
業務に従事した期間中に休職をし、又は停職にされた期間_____があったときは、その期間、月数及びその理由	省略

注 省略

附 則

- この規則は、公布の日から施行する。
- この規則施行の際現に提出されている第1条の規定による改正前の愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則様式第8号及び様式第9号の規定並びに第2条の規定による改正前の愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則様式第6号及び様式第7号の規定による書類は、第1条の規定による改正後の愛媛県医師確保奨学基金条例施行規則様式第8号及び様式第9号の規定並びに第2条の規定による改正後の愛媛県地域医療医師確保奨学金貸与条例施行規則様式第6号及び様式第7号の規定による書類とみなす。

告 示

○愛媛県告示第533号

次の保安林を解除予定保安林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成29年4月28日

愛媛県知事 中村時広

- 解除予定保安林の所在場所  
八幡浜市穴井5番耕地341の7
- 保安林として指定された目的  
魚つき
- 解除の理由  
道路用地とするため

○愛媛県告示第534号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成29年4月28日

愛媛県知事 中村時広

- 都市計画の種類及び名称  
西条都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域  
西条都市計画区域

○愛媛県告示第535号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成29年4月28日

愛媛県知事 中村時広

- 都市計画の種類及び名称  
松山広域都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域  
松山広域都市計画区域

○愛媛県告示第536号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成29年4月28日

愛媛県知事 中村時広

- 都市計画の種類及び名称  
久万都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域  
久万都市計画区域

○愛媛県告示第537号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成29年4月28日

愛媛県知事 中村時広

- 都市計画の種類及び名称  
内子都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域  
内子都市計画区域

○愛媛県告示第538号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づき、次のように都市計画を変更した。

その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。

平成29年4月28日

愛媛県知事 中村時広

- 都市計画の種類及び名称  
西予都市計画 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針
- 都市計画を定める土地の区域  
西予都市計画区域

○愛媛県告示第539号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定に基づ

き、次のように都市計画を変更した。  
その都市計画の図書は、愛媛県庁において公衆の縦覧に供する。  
平成29年4月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 都市計画の種類及び名称  
松山広域都市計画区域区分

- 2 都市計画を定める土地の区域  
(1) 次の区域内に存する市街化調整区域を市街化区域に変更する。  
伊予市下三谷、下吾川の各一部  
(2) 次の区域内に存する市街化区域を市街化調整区域に変更する。  
なし

○愛媛県告示第540号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。  
平成29年4月28日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社JOY・ONE	福祉用具レンタル・販売 Bee	愛媛県西条市北条1628番地1	平成29年3月1日	福祉用具貸与
株式会社JOY・ONE	福祉用具レンタル・販売 Bee	愛媛県西条市北条1628番地1	平成29年3月1日	特定福祉用具販売
株式会社キュート	株式会社キュート 福祉用具事業所	愛媛県今治市北日吉町三丁目2番4号	平成29年3月22日	福祉用具貸与
株式会社キュート	株式会社キュート 福祉用具事業所	愛媛県今治市北日吉町三丁目2番4号	平成29年3月22日	特定福祉用具販売

○愛媛県告示第541号

介護保険法（平成9年法律第123号）第46条第1項の規定により、次のとおり指定居宅介護支援事業者を指定した。  
平成29年4月28日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
合同会社幸	指定居宅介護支援事業所 幸	愛媛県新居浜市庄内町三丁目1番141号アサヒパレス庄内401	平成29年3月1日	居宅介護支援
株式会社アコンプリシー	居宅介護支援事業所 笑歩会 西条神拝	愛媛県西条市神拝甲561番地1	平成29年3月1日	居宅介護支援
株式会社ねんりんサポート	居宅介護支援事業所ねんりん	愛媛県四国中央市金生町下分962番地1みずほコーミーマンション101号	平成29年3月6日	居宅介護支援

○愛媛県告示第542号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項本文の規定により、次のとおり指定介護予防サービス事業者を指定した。  
平成29年4月28日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		指定年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社JOY・ONE	福祉用具レンタル・販売 Bee	愛媛県西条市北条1628番地1	平成29年3月1日	介護予防福祉用具貸与
株式会社JOY・ONE	福祉用具レンタル・販売 Bee	愛媛県西条市北条1628番地1	平成29年3月1日	特定介護予防福祉用具販売
株式会社キュート	株式会社キュート 福祉用具事業所	愛媛県今治市北日吉町三丁目2番4号	平成29年3月22日	介護予防福祉用具貸与
株式会社キュート	株式会社キュート 福祉用具事業所	愛媛県今治市北日吉町三丁目2番4号	平成29年3月22日	特定介護予防福祉用具販売

## ○愛媛県告示第543号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり指定居宅サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年4月28日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

指定居宅サービス事業者の 名称又は氏名	指定居宅サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社戸田医療器	訪問看護ステーション四国中央	愛媛県四国中央市豊岡町大町135番地1 サンパティーク101号	平成29年3月31日	訪問看護
株式会社池田屋	介護用品サービス あさひ	愛媛県今治市高橋甲263番地5	平成29年3月31日	福祉用具貸与
株式会社池田屋	介護用品サービス あさひ	愛媛県今治市高橋甲263番地5	平成29年3月31日	特定福祉用具販売
社会福祉法人来島会	訪問介護事業所 かのこ	愛媛県今治市宮ヶ崎甲700番地1	平成29年3月31日	訪問介護
社会福祉法人宝集会	短期入所生活介護事業所 宝閑荘	愛媛県新居浜市東田三丁目乙11番地の91	平成29年3月31日	短期入所生活介護
四国中央市	通所介護事業所 みどり荘	愛媛県四国中央市中之庄町542番地	平成29年3月31日	通所介護
四国中央市	短期入所生活介護事業所 萬翠荘	愛媛県四国中央市中之庄町542番地	平成29年3月31日	短期入所生活介護

## ○愛媛県告示第544号

介護保険法（平成9年法律第123号）第82条第2項の規定により、指定居宅介護支援事業者から次のとおり指定居宅介護支援事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年4月28日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

指定居宅介護支援事業者の名称	指定居宅介護支援事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
株式会社すみれ	指定居宅介護支援事業所すみれ	愛媛県新居浜市新須賀町三丁目1番50号	平成29年3月31日	居宅介護支援
四国中央市	居宅介護支援事業所 すいは	愛媛県四国中央市中之庄町542番地	平成29年3月31日	居宅介護支援

## ○愛媛県告示第545号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり指定介護予防サービス事業を廃止する旨の届出があった。

平成29年4月28日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

指定介護予防サービス事業者の 名称又は氏名	指定介護予防サービス事業所		廃止年月日	サービスの種類
	名称	所在地		
有限会社戸田医療器	訪問看護ステーション四国中央	愛媛県四国中央市豊岡町大町135番地1 サンパティーク101号	平成29年3月31日	介護予防訪問看護
株式会社池田屋	介護用品サービス あさひ	愛媛県今治市高橋甲263番地5	平成29年3月31日	介護予防福祉用具貸与
株式会社池田屋	介護用品サービス あさひ	愛媛県今治市高橋甲263番地5	平成29年3月31日	特定介護予防福祉用具販売
社会福祉法人来島会	訪問介護事業所 かのこ	愛媛県今治市宮ヶ崎甲700番地1	平成29年3月31日	介護予防訪問介護
株式会社さいとう	デイサービス ひまわり	愛媛県新居浜市東雲町二丁目12番44号	平成29年3月31日	介護予防通所介護
社会福祉法人宝集会	短期入所生活介護事業所 宝閑荘	愛媛県新居浜市東田三丁目乙11番地の91	平成29年3月31日	介護予防短期入所生活介護

四国中央市	通所介護事業所 みどり荘	愛媛県四国中央市中之庄町542番地	平成29年 3月31日	介護予防通所介護
四国中央市	短期入所生活介護事業所萬翠荘	愛媛県四国中央市中之庄町542番地	平成29年 3月31日	介護予防短期入所生活介護

○愛媛県告示第546号

介護保険法（平成9年法律第123号）第91条の規定により、次のとおり指定介護老人福祉施設の指定を辞退する旨の届出があった。

平成29年 4月28日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

指定介護老人福祉施設の 名称	指定介護老人福祉施設		辞退年月日	サービスの種類
	名 称	所 在 地		
四国中央市	特別養護老人ホーム萬翠荘	愛媛県四国中央市中之庄町542番地	平成29年 3月31日	介護老人福祉施設

○愛媛県告示第547号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市玉津土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月28日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	一 色 鉄 馬	西条市玉津314
"	星 加 満 則	西条市玉津408
"	浅 木 讓	西条市玉津197
"	矢 野 泰 利	西条市玉津283
"	白 木 雅 章	西条市玉津396 - 1
"	矢 野 哲 也	西条市玉津279 - 4
監 事	星 加 幹 樹	西条市玉津284 - 2
"	越 智 敦	西条市玉津312

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	白 木 統 務	西条市玉津403
"	矢 野 昭 雄	西条市玉津289 - 1
"	日 野 敬 治	西条市玉津311 - 2
"	矢 野 裕 三	西条市玉津361
"	矢 野 賀 文	西条市玉津266 - 5
"	日 野 正	西条市玉津374
監 事	星 加 晋	西条市玉津318 - 7
"	星 加 憲	西条市玉津337

○愛媛県告示第548号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市氷見土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月28日

愛媛県東予地方局長 高 塚 真 志

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 保 雄	西条市氷見乙1749番地 8
"	矢 葺 節 雄	西条市氷見乙267番地 1
"	高 木 則 男	西条市氷見乙1089番地
"	丹 幸 臣	西条市氷見甲451番地
"	安 藤 英 利	西条市氷見丙982番地10
"	松 本 真 一 郎	西条市野々市115番地 1
"	渡 部 義 文	西条市氷見乙1933番地
"	伊 藤 秀 雄	西条市氷見丙11番地 6
"	一 色 宣 博	西条市氷見丙482番地 2
"	戸 田 辰 雄	西条市氷見甲198番地
"	伊 藤 伸 吾	西条市小松町新屋敷甲2844番地 1
監 事	越 智 廣	西条市氷見丙562番地
"	今 井 貞 美	西条市氷見乙1203番地 3
"	丹 彦 左 衛 門	西条市氷見甲150番地

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	高 橋 保 雄	西条市氷見乙1749番地 8
"	矢 葺 節 雄	西条市氷見乙267番地 1
"	高 木 則 男	西条市氷見乙1089番地
"	丹 幸 臣	西条市氷見甲451番地
"	安 藤 英 利	西条市氷見丙982番地10
"	松 本 真 一 郎	西条市野々市115番地 1
"	丹 洋 詞	西条市氷見丙42番地
"	守 木 利 久	西条市氷見丙960番地 2
"	伊 藤 友 一	西条市氷見丙794番地 4
"	長 谷 川 孝 師	西条市氷見甲148番地
監 事	越 智 廣	西条市氷見丙562番地
"	今 井 貞 美	西条市氷見乙1203番地 3
"	丹 彦 左 衛 門	西条市氷見甲150番地

○愛媛県告示第549号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年 4月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消しの原因となった事実
(般-24)第11762号	平成24年10月31日	(有)渡部電気	渡部 敬志	今治市玉川町畑寺甲360-2	平成29年3月9日	電気工事業	建設業の廃止
(般-26)第5075号	平成27年3月3日	(有)三好産業	三好 里香	西条市朔日市735番地1	平成29年3月15日	土木工事業	建設業の廃止(一部)
(般-27)第15892号	平成28年2月9日	(有)江口建設	江口 信博	四国中央市土居町野田甲494番地1	平成29年3月31日	管工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第550号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 4月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字須領スズ尾344番72から 同字344番69まで	旧	メートル 5.0~6.8	キロメートル 0.130	
		新居浜市大永山字須領スズ尾344番79から 同字344番102まで	新	8.1~14.1	0.130	

○愛媛県告示第551号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 4月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	新居浜別子山線	新居浜市大永山字須領スズ尾344番79から 同字344番102まで	平成29年 4月28日

○愛媛県告示第552号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、松山市居相土地改良区から次のとおり役員が就任し、及び退任した旨の届出があった。

平成29年 4月28日

愛媛県中予地方局長 福 井 琴 樹

就 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	洲之内 貞 治	松山市居相一丁目3番10号
"	有 光 逸 武	松山市居相五丁目7番7号
"	今 村 敬 三	松山市居相四丁目21番12号
"	今 村 省 三	松山市居相三丁目8番1号
"	今 村 孝	松山市居相五丁目2番4号
監 事	堀 川 満 幸	松山市居相五丁目5番15号
"	永 木 圭 三	松山市居相一丁目10番5号

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	洲之内 貞 治	松山市居相一丁目3番10号
"	有 光 逸 武	松山市居相五丁目7番7号
"	今 村 敬 三	松山市居相四丁目21番12号
"	今 村 省 三	松山市居相三丁目8番1号
"	今 村 孝	松山市居相五丁目2番4号
監 事	堀 川 満 幸	松山市居相五丁目5番15号
"	永 木 圭 三	松山市居相一丁目10番5号

○愛媛県告示第553号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、肱川町土地改良区の定款の変更を認可した。

平成29年 4月28日

愛媛県南予地方局長 佐 伯 登志男

○愛媛県告示第554号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

平成29年 4月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 原 因 とな っ た 事 実
(特 - 26)第863号	平成27年 3月30日	浅田工業(有)	浅田 大作	宇和島市長堀 1 - 6 - 5	平成29年 3月1日	土木工事業 とび・土工工事業 水道施設工事業	建設業の廃止
(般 - 25)第14044号	平成25年 6月22日	豊洋産業(株)	竹井 伸夫	八幡浜市保内町川之石 1 - 236 - 105	平成29年 3月14日	大工工事業、左官工事業 電気工事業 タイル・れんが・ブロック 工事業 板金工事業、塗装工事業 防水工事業 内装仕上工事業 建具工事業	建設業の廃止 (一部)

公 告

○公 告

農業振興地域の指定（伊予市）（平成18年 5月23日付け公告）の一部を次のように変更する。

平成29年 4月28日

愛媛県知事 中 村 時 広

2を次のように変更する。

2 区域

伊予市のうち、次の図面の赤色で着色した部分（都市計画法（昭和43年法律第100号）の市街化区域、愛媛県県立自然公園条例（昭和33年愛媛県条例第50号）の県立自然公園の特別地域の一部、中山町栗田の区域の一部及び農用地等として利用できない森林）を除いた区域

（図面省略）

その関係図面は、愛媛県庁及び愛媛県中予地方局に備え置いて縦覧に供する。

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則13 - 178

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成29年 4月28日

愛媛県人事委員会委員長 宇都宮 嘉 忠

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（愛媛県人事委員会規則13 - 16）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条、第3条関係）		別表（第2条、第3条関係）	
機 関	職	機 関	職
省略		省略	
知 本 庁	部長 _____ 営業本部長 防災安全統括部長	知 本 庁	特命理事 部長 営業本部長 防災安全統括部長
事 局	局長 医療政策監 技術監 総務担当次長 運営・式典担当次長 競技力向上担当次長 営業本部マネージャー 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 県外競技調整監 課長補佐 所長 主幹 営業主幹 専門員（秘書課及び財政課に属するもの並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。） 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 人材育成係長 給与係長	事 局	局長 医療政策監 技術監 総務担当次長 運営・式典担当次長 競技力向上担当次長 営業本部マネージャー 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 _____ 課長補佐 所長 主幹 営業主幹 専門員（秘書課及び財政課に属するもの並びに人事係、組織定員係、能力考査係、給与係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。） 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 能力考査係長 給与係長

		<p>福利健康係長 共済・年金係長 広報係長 報道係長 広聴・相談係長 法令係長 表彰係長 担当係長（秘書課及び総合政策課に属するもの（総合政策課にあつては、自転車新文化推進室及び調整管理係に属するものを除く。）、予算、庁舎管理及び行幸啓報道を担当するもの並びに人事係、人材育成係、福利健康係及び法令係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。）</p> <p>主任（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。） 主事（秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。）</p>			
	省略				
省略					
教育委員会	本庁	<p>副教育長 部長 財務指導監 課長 室長 管理主事 課長補佐 主幹 専門員（秘書事務を専門事項とするもの、人事及び給与について企画に関する事務を専門事項とするもの並びに法令指導係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。） 総務係長 _____ 法令指導係長 健康支援係長 厚生事業係長 教職員係長 担当係長（教育総務課及び教職員係に属するもの並びに県立学校（特別支援学校を除く。以下同じ。）の管理を担当するものうち人事及び給与について企画に関する事務を管理するものに限る。） 主任（総務係に属するものうち秘書事務を担当するもの並びに人事及び給与について企画に関する事務を担当するもの、法令指導係及び教職員係に属するもの並びに県立学校の管理を担当するものうち人事及び給与について企画に関する事務を担当するものに限る。） 主事（総務係に属するものうち秘書事務を担当するもの並びに人事及び給与について企画に関する事務を担当するもの、法令指導係及び教職員係に属するもの並びに県立学校の管理を担当するものうち人事及び給与について企画に関する事務を担当するものに限る。）</p>	本庁	<p>副教育長 部長 財務指導監 課長 室長 管理主事 課長補佐 主幹 専門員（秘書事務を専門事項とするもの、人事及び給与について企画に関する事務を専門事項とするもの並びに法令指導係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。） 総務係長 企画調整係長 法令指導係長 健康支援係長 厚生事業係長 教職員係長 担当係長（教育総務課及び教職員係に属するもの並びに県立学校（特別支援学校を除く。以下同じ。）の管理を担当するものうち人事及び給与について企画に関する事務を管理するものに限る。） 主任（総務係に属するものうち秘書事務を担当するもの並びに人事及び給与について企画に関する事務を担当するもの、法令指導係及び教職員係に属するもの並びに県立学校の管理を担当するものうち人事及び給与について企画に関する事務を担当するものに限る。） 主事（総務係に属するものうち秘書事務を担当するもの並びに人事及び給与について企画に関する事務を担当するもの、法令指導係及び教職員係に属するもの並びに県立学校の管理を担当するものうち人事及び給与について企画に関する事務を担当するものに限る。）</p>	
	省略				
	省略				
省略					
備考	省略				

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

人事委員会告示

○愛媛県人事委員会告示第2号

平成29年職種別民間給与実態調査を次のとおり実施するので、愛

媛県統計調査条例（平成20年愛媛県条例第68号）第3条第2項の規定により告示する。

平成29年 4月28日

愛媛県人事委員会

委員長 宇都宮 嘉 忠

1 調査の目的

地方公務員の給与を民間の従業員の給与と比較検討するための基礎資料の作成

2 調査対象の範囲

県内の企業規模50人以上かつ事業所規模50以上の事業所

3 報告を求める事項

- (1) 事業所に関する事。
- (2) 給与制度に関する事。
- (3) 従業員の給与に関する事。

(4) 採用に関する事。

(5) その他勤務条件に関する事。

4 報告を求める事項の基準となる期日

平成29年 4月分の最終給与締切日

5 報告を求める者

2に該当する事業所のうち無作為に抽出されたもの

6 報告を求めるために用いる方法

実地調査

7 報告を求める期間

平成29年 5月 1日(月) から同年 6月16日(金) まで

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第19号

不在者投票のできる施設の指定(平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

平成29年 4月28日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大 塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後					改 正 前				
1・2 省略					1・2 省略				
3 老人ホーム					3 老人ホーム				
名 称	種 類	所 在 地	指定年月日		名 称	種 類	所 在 地	指定年月日	
省略					省略				
					敬寿園	養護老人 ホーム	四国中央市金田町 金川197	昭和38年10月 29日	
省略					省略				
ケアハウスオ リーブ	省略				ケアハウスオ リーブ	省略			
養護老人ホー ム敬寿園	養護老人 ホーム	四国中央市上分町 乙 8 - 3	平成29年 4月 18日						
省略					省略				
4・5 省略					4・5 省略				